

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正の理由

職員の採用試験に関する規則は、採用試験の職種、受験資格、採用試験の施行等について定めています。

少子化や民間企業との競合等、人材確保が厳しい状況にある中で、複雑・高度化する行政課題に対応できる多様で有為な人材を確保するためには、民間企業志望者や転職者等も含めた多くの方が受験しやすい試験制度とする必要があります。

そこで、民間企業の採用選考活動で広く活用されている基礎能力検査の導入や警察官採用試験の受験上限年齢の引上げなど、所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

（１）上級試験

ア 新たな試験職種として「一般行政Ｃ」を追加します。

イ 一般行政Ｃでは、教養試験や専門試験に代えて、民間企業の採用選考活動で広く活用されている基礎能力検査により試験を実施します。

（２）警察官採用試験

ア 試験の方法に民間企業の採用選考活動で広く活用されている基礎能力検査を追加します。

イ 受験資格について、試験年度の４月１日における年齢を以下のとおり引き上げます。

警察官Ａ：現行の３３歳未満から３５歳未満に引上げ

警察官Ｂ：現行の３０歳未満から３５歳未満に引上げ

3 施行予定時期

令和７年２月